

25 両立支援等助成金

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や事業内保育施設の設置・運営、女性の活躍促進のための取組を行う事業主等に対して助成するものであり、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍促進に対する事業主の取組の促進を目的としています。

本助成金は次の6つの助成金・コースに分けられます。

- I 事業所内保育施設の設置・運営費用を助成する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」
- II 男性の育児休業取得を促進するための取組に助成する「出生時両立支援助成金」
- III 仕事と介護の両立支援のための取組に対して助成する「介護離職防止支援助成金」
- IV 育児休業者の代替要員の確保を支援する「中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）」
- V 育休復帰支援プランを作成、実施し、労働者の円滑な育児休業取得および職場復帰を助成する「中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）」
- VI 女性の活躍促進のための取組に対して助成する「女性活躍加速化助成金」

※ I は平成28年4月以降、運営費の事後認定を除き新規の計画認定は受け付けていません。

I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

自社の労働者の雇用の継続を図るため、当該労働者のための事業所内保育施設を設置する事業主または事業主団体に対し、その設置、運営、増築に係る費用の一部を助成するものであり、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組の促進を目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主等」に該当する事業主等が、次の1～3のいずれかの措置を実施した場合に受給することができます。なお、いずれの場合も「事業所内保育施設」は次の4の要件を満たす必要があります。

1 事業所内保育施設の設置・運営

次の（1）と（2）を満たすこと

- （1）事業所内保育施設の建築工事着工の2か月前までに「事業所内保育施設設置・運営計画」の認定申請を、当該施設を設置する事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄の労働局」という）に提出し（平成28年3月31日までに提出したものが対象です）、労働局長の認定を受けること
- （2）（1）の認定を受けた日の翌日から起算して、原則として1年以内に、当該施設を設置し、かつ、運営を開始すること

2 事業所内保育施設の運営

次の（1）～（3）のいずれかに該当すること

- （1）上記1により、「事業所内保育施設設置・運営計画」に基づき事業所内保育施設を設置し、運営を開始すること
- （2）事業所内保育施設の運営を行うことについて、「事業所内保育施設運営計画」の認定申請を管轄の労働局に提出すること

働局に提出し（平成28年3月31日までに提出したものが対象です）、労働局長の認定を受け、当該運営計画に基づき、認定日の翌日から起算して原則として6か月以内に当該施設の運営を開始すること

- (3) 事業所内保育施設の運営開始後（平成28年3月31日までに運営を開始した施設が対象です）1年を経過する日の2か月前までに「事業所内保育施設運営計画」の認定申請を管轄の労働局に提出し、労働局長の認定を受けること

3 既存の事業所内保育施設の増築または建て替え
次の(1)～(3)のいずれかに該当すること

- (1) 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う「増築」または安静室を設ける「増築」を行うこと

① 事業所内保育施設の増築工事着工の2か月前までに「事業所内保育施設増築計画」の認定申請を管轄の労働局に提出し、労働局長の認定を受けること（平成28年3月31日までに提出したものが対象です）

② ①の認定を受けた日の翌日から起算して原則として1年以内に、当該施設について次のアまたはイによる増築を行い、運営を再開すること

ア 定員増を伴う増築の場合

定員が5人以上、かつ、乳児室（※1）および保育室（※2）（以下「保育室等」という）の面積の合計が8.25㎡以上増加していること

イ 安静室を設ける増築の場合

当該安静室（※3）が、利用定員2人以上、面積3.96㎡以上であること

※1 「乳児室」とは、乳児（※4）または満2歳に満たない幼児（※5）の預かりを行う部屋をいいます。なお、乳児室の面積は、1人当たり1.65㎡以上であることが必要です。

※2 「保育室」とは、満2歳以上の幼児（※5）の預かりを行う部屋をいいます。なお、保育室の面積は、1人当たり1.98㎡以上であることが必要です。

※3 「安静室」とは、保育室等と区画され、乳幼児（※6）の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、以下の要件を満たすものをいいます。

- ・ 体調不良児（※7）が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.98㎡以上であること
- ・ 寝具等を用意し、救急医薬品を備えていること

※4 「乳児」とは、満1歳未満の子をいいます。

※5 「幼児」とは、満1歳以上小学校就学の始期に達するまで（子が6歳に達する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう）の3月31日まで。以下同じ）の子をいいます。

※6 「乳幼児」とは、乳児または幼児をいいます。

※7 「体調不良児」とは、医療機関による入院治療の必要はないが、集団保育が困難な、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病や、発熱等の突発的な体調不良が生じた乳幼児をいいます。したがって、長期にわたって安静、療養を必要とする乳幼児を指すものではありません。

- (2) 既存の事業所内保育施設について、5人以上の定員増を伴う「建て替え」を行うこと

① 事業所内保育施設の建て替え工事着工の2か月前までに「事業所内保育施設増築計画」の認定申請を管轄の労働局に提出し、労働局長の認定を受けること

② ①の認定を受けた日の翌日から起算して原則として1年以内に、当該施設を建て替え、運営を再開すること

なお、定員増を伴う建て替えの場合は、定員が5人以上、かつ、保育室等の面積の合計が

8. 25㎡以上増加していること

(3) 以下の4の(1)(2)(4)の要件を満たさない既存の事業所内保育施設について、要件を満たす施設にするための「増築」または「建て替え」を行う場合

- ① 事業所内保育施設の増築または建て替え工事着工の2か月前までに「事業所内保育施設増築計画」の認定申請を管轄の労働局に提出し、労働局長の認定を受けること
- ② ①の認定を受けた日の翌日から起算して原則として1年以内に、当該施設を増築または建て替え、運営を再開すること

4 支給対象となる「事業所内保育施設」の要件

本助成金の支給対象となる「事業所内保育施設」については、細かな要件が定められており、その主要なものは以下のとおりです。詳細は労働局の雇用環境・均等部(室)にお尋ねください。

(1) 施設の規模

乳幼児の定員が6人以上であること

(2) 構造設備

次の①～⑥を全て満たすこと

- ① 保育室等のほか、保育室等と区画された調理室(定員が19人以下の事業所内保育施設においては調理設備で差し支えありません。以下同じ)および便所があること
- ② 乳児室は、保育室、調理室等と壁、パーティションその他有効なフェンス等により区画され、かつ、乳幼児が自ら容易に入室できない構造であること
- ③ 保育室等は、採光及び換気が確保されていること
- ④ 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室等および調理室と壁で区画されていること。また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。
- ⑤ 消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備が設けられていること。非常口は、通常の出入口の他に設置されていること。
- ⑥ 保育室等を2階以上に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入りし、または通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられている、避難用の施設または設備として屋外階段等が設けられている等、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の要件に適合することなど

(3) 運営

次の①～②を全て満たすこと

- ① 認可外保育施設指導監督基準を満たす施設運営を行うこと(ただし、支給要領で特に定めるものは除きます)
- ② 保育士および保育従事者の数について、次のアまたはイを満たすこと
ア 次の(ア)および(イ)を満たすこと
(ア) 保育士(※8)の数が、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定める数の合計数以上とすること(※9)
 - ・ 乳児 おおむね3人につき1人
 - ・ 満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人
 - ・ 満3歳以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人
 - ・ 満4歳以上の幼児 おおむね30人につき1人(イ) 保育士の数は運営時間内において常時2人を下回ってはならないこと など
イ 定員19人以下の事業所内保育施設については、上記アの他、保育従事者(※10)を配置す

ることとして、次の（ア）および（イ）を満たすこととしても差し支えないこと

（ア）専任の保育従事者の数は、上記アの（ア）に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とすること

（イ）保育従事者の数は運営時間内において常時2人を下回ってはならないこと など

※8 「保育士」とは、保育士登録した資格者証を有する専任の保育士（保育を行う時間において、専ら保育に係る業務に従事する常用労働者（パートタイム労働者を含む）をいう。以下同じ）をいいます。

なお、国家戦略特別区域法第12条の4第5項に規定する事業実施区域においては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいいます。

また、当該事業所内保育施設に勤務する保健師、看護師または准看護師をいずれか1人に限り、保育士とみなすことができます。

※9 定員20人以上の施設については、上記の保育士の算定にあたって、幼稚園教諭等（小学校教諭、養護教諭を含む）を保育士とみなすことができます。この場合でも、年齢区分に応じて必要となる保育士の合計数の3分の2以上は保育士が配置されている必要があります。また、年齢区分に応じて必要となる保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を配置することとしても差し支えありません。

※10 「保育従事者」とは、※8の保育士の他、保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む）を修了した者であって、専任の者をいいます。

（4）設置場所

当該施設の設置場所は、①事業所の敷地内、②事業所の近接地、③労働者の通勤経路（駅ビル、駅に近接するビルその他の通勤に便利な場所）、④労働者の居住地の近接地（社宅、団地等）のいずれかに該当するもので、継続的利用が見込まれるものであること

（5）利用条件等

次の①～⑥を全て満たすこと

① 当該施設の利用者は、原則として、当該施設を設置・運営する事業主（事業主団体にあつては、当該団体を構成する事業主）が自ら雇用する労働者または自ら雇用する労働者以外の労働者であつて、雇用保険被保険者の労働者であること。ただし、定員の半数以下に限り、雇用保険被保険者の労働者以外の利用者を認めることは差し支えないこと。また、支給対象月の当該施設の開設日のうち、当該施設を設置・運営する事業主（事業主団体にあつては、当該団体を構成する事業主）が自ら雇用する労働者の利用が1人以上あった日が半数未満の場合、原則として助成金は支給しないこと

② 申請対象期間の当該施設の定員（※11）に対する現員（※12）の割合（以下「定員充足率」という）が、6割（中小企業（※13）にあつては3割）以上であること（※14）

※11 「定員」とは、上記（2）の構造設備および上記（3）の保育士または保育従事者の数から同時に預かることが可能な乳幼児数を上限として設定される人数をいいます。

※12 「現員」とは、申請対象期間の1日平均利用乳幼児数をいいます。なお、利用乳幼児とは、以下のいずれかに該当する者の子の利用をいいます。

- ・ 事業主等が自ら雇用する雇用保険被保険者の労働者
- ・ 他の事業主等において雇用される雇用保険被保険者の労働者
- ・ 事業主等の自らの雇用にかかわらず、雇用保険被保険者である労働者以外の利用者

※13 中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照

なお、共同事業主について、その構成事業主の全てが、上記Cに該当する場合、「中小企業事業主」と

しての要件や支給額等を適用します。(以下同じ)

また、事業主団体について、その構成員事業主の全てが、上記Cに該当する場合、「中小企業事業主」としての要件や支給額等を適用します。(以下同じ)

※14 平成24年10月31日前に計画の認定申請を行い、管轄の労働局長の認定を受けた場合は、当面の間、この要件の適用はありません。

- ③ 雇用する労働者の利用条件に就業形態、雇用形態、職種等による制限を設けないこと
- ④ 0歳から小学校就学の始期に達する子までの子の全部または一部について利用できるものであること(小学校就学の始期に達した児童の利用に係る施設・設備の場合、支給対象外となること)
- ⑤ 保育時間は、当該施設を利用する労働者の労働時間を勘案して設定し、労働者が利用しやすいものであること
- ⑥ 保育料は、保育内容に照らし、地域の他の施設に比べて著しく高額でないこと

対象となる事業主等

本助成金を受給する事業主(複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む)は、次の1～6のすべての要件を満たすことが必要です。また、本助成金のうち設置費または増築費を受給する事業主(複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む)は、7の要件も満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」(本パンフレット7～9ページ)のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと。そのうち特に次の点に留意してください。
 - (1) 事業所内保育施設の設定・運営・増築・建て替えの状況とそれに要した費用の支払い状況等を明らかにする書類、および当該施設の利用者の状況等を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
 - (2) 労働局等による当該施設への立入検査等の実地調査に応じること
- 2 「育児・介護休業法」第2条第1号の「育児休業制度」および同法第23条第1項の「所定労働時間の短縮措置」について、労働協約または就業規則に定めている事業主であること
- 3 「次世代育成支援対策推進法」に規定する一般事業主行動計画を策定し、その旨を管轄の労働局に届け出ていること。また、当該一般事業主行動計画を公表し、労働者に周知させるための措置を講じていること
- 4 故意に申請書類に虚偽の記載を行っていないこと、または実態と異なる偽りの証明を行っていないこと
- 5 自ら雇用する雇用保険被保険者の労働者の、運営開始または再開初年度の施設利用者見込み数および初年度から5年度目までの利用見込みが、定員数の下限である6人を著しく下回っていないことおよび定員数と著しく乖離(※15)していないこと
- 6 認定申請日において事業所設立後または事業開始後3年が経過していることおよび認定申請日の年度の直近3か年の会計年度において、事業所内保育施設を運営する事業以外の事業を含む全体の財務内容が3か年連続して損失を計上していないこと

※15 運営開始または再開の初年度から5年度目までの全ての年度において、自ら雇用する雇用保険被保険者の労働者の利用が定員充足率(6割(中小企業事業主にあつては3割))を満たさないことをいいます。

注意 次のいずれかに該当する場合には支給対象となりません。

- 1 認定申請日又は支給申請日の前日から起算して過去1年間において、「育児・介護休業法」「次

世代育成支援対策推進法」「男女雇用機会均等法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」の重大な違反があることにより、助成金を支給することが適切でないと認められる場合

なお、「育児・介護休業法」の重大な違反については認定決定または支給決定までの間に行われたものを含む

- 2 認定申請または支給申請時点で「育児・介護休業法」に違反し、同法第56条に基づく助言または指導を受けたが是正をしていない場合

支給額（設置費、増築費）

- 1 本助成金の「設置費」「増築費」は、上記「対象となる措置」の1または3の措置に対応した下表の「設置費」「増築費」の2つの費目について、②の助成対象経費に③の助成率を乗じた額が支給されます。ただし、1事業主等あたり④の額を上限とします。

①費目		②助成対象経費 (※16)	③助成率	④上限額
設置費		上記「対象となる措置」の1に係る建築または購入に要した費用(※17)	1/3 (2/3)	1,500万円 (2,300万円)
増築費	増築の場合	上記「対象となる措置」の3の(1)または(3)に係る増築に要した費用(※17)	1/3 (1/2)	750万円 (1,150万円)
	5人以上の定員増を伴う建て替えの場合	上記「対象となる措置」の3の(2)に係る建て替えに要した費用(※17)×増加する定員/建て替え後の施設の定員	1/3 (1/2)	1,500万円 (2,300万円)
	要件を満たす施設にするための建て替えの場合	上記「対象となる措置」の3の(3)に係る建て替えに要した費用(※17)	1/3 (1/2)	1,500万円 (2,300万円)

注 ()内は中小企業の場合(その範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照)

※16 事業所内保育施設を購入して設置する場合、この購入が事業主(複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む)の代表者又は取締役の3親等以内の親族からであるときは、購入費用は助成対象経費になりません。

また、事業所内保育施設を賃借して設置する場合、助成対象経費は、工事費のうち事業主(複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む)が負担した費用分のみとし、建物の所有者または建物の貸し主が負担する費用は対象外となります。

※17 建築、増築または建て替えに要した経費は、以下のうち最も低い額となります。

- ・ 実際にかかった建築、増築または建て替えに要した経費のうち助成対象となる経費の額
- ・ 上記経費について、事業所内保育施設の建設に係る専門的・技術的知識を有する者の審査を経て算定された額
- ・ 「保育する乳幼児の定員数×7㎡×1㎡あたりの基準単価」により算出される上限額

- 2 「設置費」および「増築費」については、1事業主等あたり、そのいずれかの費目について1施設分限り支給されます。また、初年度にその支給額の1/2が支給され、残額は、当該施設が、上記「対象となる措置」の4の要件を満たす3～5年目のいずれかの時点で支給されます。

支給額（運営費）

- 1 本助成金の「運営費」は、上記「対象となる措置」の2の措置において、運営開始日に対応した、以下の（1）または（2）の額が支給されます。

注 以下の（ ）内の金額または助成率は中小企業の場合（その範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照）

- （1）平成27年1月1日以降に、新たに事業所内保育施設の運営を開始した場合の支給額

以下のうち最も低い額を支給します。

- ① 上記「対象となる措置」の2に係る運営に要した費用について、各申請対象期間における当該費用の額から、以下により算出される額を減額した額
各申請対象期間における当該費用の額から減額する額
＝施設の定員総数（※18）×当該施設の運営月数×1万円（5,000円）
- ② 現員1人当たり年額34万円（年額45万円）に、現員を乗じた額
体調不良児を預かる場合、上記額に年額165万円を加えた額
- ③ 支給限度額
1年間の支給限度額1,360万円（1,800万円）
体調不良児を預かる場合、上記額に年額165万円を加えた額

- （2）平成26年12月31日までに、事業所内保育施設の運営を開始した場合の支給額

運営開始後1～5年目は下表の「運営費」の費目について、②の助成対象経費に③の助成率を乗じた額が支給されます。ただし、1事業主等あたり④の額を上限とします。

運営開始後6～10年目は（1）①～③のうち最も低い額が支給されます。

①費目		②助成対象経費	③助成率	④上限額
運営費 （※19）	1～5年目	上記「対象となる措置」の2に係る運営に要した費用（※20）－施設の定員総数（※18）×施設の運営月数×1万円（5,000円）	1/2 (2/3)	事業所内保育施設の種類、規模、延長保育を行う場合の延長時間数等に応じた額

- 2 「運営費」については、1事業主等あたり1施設分に限り、連続する10年間にわたり毎年支給されます。

※18 10人を超える場合は10人とします。

※19 増築または建て替え後の運営費については助成対象となりません。ただし、増築または建て替え前から運営費の助成を受けていた場合の連続する10年間は支給を受けることができます。

※20 上記「対象となる措置」の2（3）によって、運営計画の認定を受ける前から当該施設の運営を開始していた場合は、当該認定の日の前日までの間に当該施設の運営に要した費用を控除します。

受給手続

本助成金を受給しようとする事業主は、次の1～2の順に受給手続をしてください。

- 1 計画の認定申請

工事着工2か月前までに、「事業所内保育施設計画認定申請書」に必要な書類を添えて（※21）、管轄の労働局の雇用環境・均等部（室）へ認定申請してください。その後認定の日から1年以内に施設の運営を開始（再開）してください。

ただし、「運営費」のみを受給する場合、運営開始予定日の2か月前までに認定申請し、認定の日から6か月以内に運営を開始してください。なお、「運営費」のみを受給する場合、かつ、上記「対象となる

措置」の2(3)により事後認定を受けようとする場合は、(事業所内保育施設の運営開始予定日の2か月前の日の翌日以降、)施設の運営開始後1年を経過する日の2か月前までに認定申請してください。

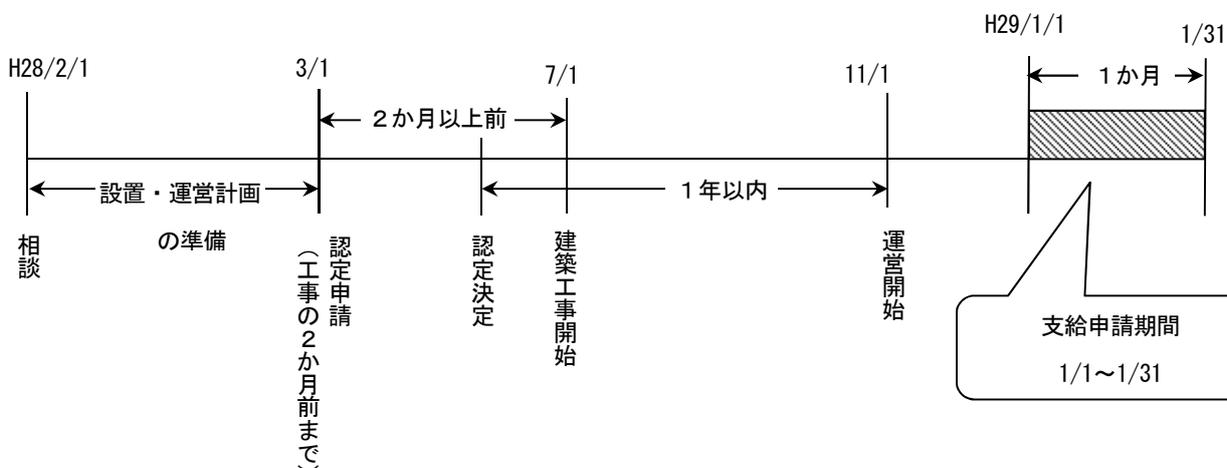
2 支給申請

施設の運営開始日または運営再開日が1月1日～6月末日の場合は7月1日～7月末日の間に、また7月1日～12月末日の場合は翌年1月1日～1月末日の間に、支給申請書に必要な書類を添えて(※21)、管轄の労働局の雇用環境・均等(室)へ支給申請をしてください。

※21 申請書等の用紙やその他の添付すべき書類については、厚生労働省のホームページまたは労働局の雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

(参考) 受給手続の例

【例：工事開始日が7月1日、運営開始日が11月1日の場合】



利用にあたっての注意点

- 1 設置費および増築費は、建築の専門家による査定等を経て支給額を決定するため、実際に建築に要した費用に助成率を乗じた額が支給額となるものではありません。
- 2 事業所内保育施設は児童福祉法の認可外保育施設に該当しますので、その運営や保育内容等は、都道府県等の指導監督の対象となります。事業所内保育施設の設置にあたっては、助成金の認定申請前に都道府県等に相談を行うようにしてください。
- 3 過去に国、公益財団法人21世紀職業財団、一般財団法人こども未来財団(以下「国等」という)から事業所内保育施設に係る費用の助成を受けたことがある場合、別途要件が定められていますので労働局の雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

なお 同一の事業所内保育施設について、国、自治体等から設置、運営に係る助成金等を受給しているまたは受給しようとしている事業者(複数の事業者が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業者・事業者団体を含む)は、この助成金を重複して受給することはできません。これは、病院や介護施設など別の目的の施設のための助成金等の助成対象経費に、事業所内保育施設にかかる費用が計上されている場合も含まれます。

- 4 特に、同一の事業所内保育施設について、子ども・子育て支援新制度の事業所内保育事業の給付、地域医療・介護総合確保基金の医療従事者または介護従事者のための保育施設にかかる支援を受けている

または受けようとしている事業主（複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む）は、この助成金を重複して受給することができない場合があります。

- 5 事業所内保育施設の平面図等の図面、建築・運営に関する支払いにかかる通帳の該当ページ、保育士等のタイムカード、賃金台帳等のほか、事業主（複数の事業主が共同して事業所内保育施設を設置・運営する共同事業主・事業主団体を含む）が自ら雇用する労働者の事業所内保育施設の利用希望に関するアンケート調査結果を含む当該施設の利用見込み数の根拠が分かる資料や申請日の年度前の直近3か年の財務状況が分かる資料の提出が必要です。
- 6 事業所内保育施設の廃止・休止をしようとする事業主等は、すみやかに労働局長に報告し、必要な助言・指導を受けてください。
- 7 設置費または増築費の支給を受けた事業所内保育施設が5年を超えて運営を休止している場合、3年以内を計画期間とする事業所内保育施設運営再開計画を策定し、労働局長に提出するとともに、運営再開に向けた取組を行ってください。また、これらは現地調査等の結果により、休止期間が5年以下の場合であっても、取組を行っていただくことがあります。なお、再開計画に基づく運営再開に向けた取組を行っている期間であっても、労働局長が運営再開の見込みがないと判断した場合、助成金の返還を求めることがあります。
- 8 設置費または増築費の支給を受けた事業所内保育施設の運営の廃止または転用等を行う場合には、国庫納付に関する条件が付されない場合を除き、助成金の全部または一部を返還する必要があります。返還額は、建物の構造と経過年数（※22）に応じた減価償却分を除いた額になり、運営費助成金の支給が終了した後に運営を終了しても変わりません。なお、運営を休止している期間がある場合、経過年数には含まれません。
- 9 そのほか本助成金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD, F, Gにご留意ください。

本助成金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局の雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

※22 事業所内保育施設としての運営期間の年数をいいます。